

「浜松市動物園公式ホームページ」 バナー広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、浜松市動物園公式ホームページ（以下、「ホームページ」という）へのバナー広告の掲載に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) バナー広告 動物園ホームページのトップページに表示される広告画像で、広告主の指定されたホームページにリンクするものをいう。
- (2) 広告掲載希望者 広告料を負担し、動物園ホームページのトップページにバナー広告の掲載を希望する者をいう。
- (3) 広告主 浜松市の広告掲載決定を受け、広告掲載の承諾書を提出したものをいう。

(掲載可能な広告の範囲等)

第3条 バナー広告を掲載できる者、広告の内容及び広告のデザインの範囲は、広告掲載要綱第4条及び広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

(バナー広告の規格)

第4条 バナー広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦90ピクセル、横230ピクセル
- (2) 形式 J P E G形式、G I F形式（G I Fアニメーションは不可）
- (3) データ容量 4 K B以下

(広告の掲載位置及び枠数)

第5条 バナー広告の掲載位置及び枠数は次のとおりとする。

- (1) 動物園ホームページのトップページ下部とし、掲載順序はランダム表示とする。
- (2) 6 枠

(広告の掲載期間)

第6条 広告掲載期間は、原則、掲載希望月の初日が平日のときは当該日とし、休日であるときはその直後の平日からとし、1か月単位とする。ただし、広告主が希望する場合は、当該年度の末日の属する月までの複数月にわたって掲載することができるものとする。

2 広告掲載期間内に動物園ホームページを閉鎖した場合、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

3 広告主の責に帰さない理由により、広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、「浜松市動物園公式ホームページ」 バナー広告掲載申込書（第1号様式）を掲載希望月の前々月の末日までに提出するものとする。

2 広告の原稿は、広告掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

3 同一期間に掲載できる広告枠数は、1者につき1枠とする。

(広告掲載の可否)

第8条 広告掲載の可否は、浜松市広告掲載要綱第4条並びに浜松市広告掲載基準第4条及び第5条の規定に基づき決定する。

2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、「浜松市動物園公式ホームページ」バナー広告掲載承認通知書(第2号様式)又は、「浜松市動物園公式ホームページ」バナー広告掲載不承認通知書(第3号様式)により通知するものとする。

3 広告掲載希望者数が第5条第2号に規定する枠数を超えたときは、掲載希望月数の多い順に決定する。

4 前項の規定によっても、第5条第2号に規定する枠数を超えたときは、抽選により決定する。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、月額10,000円とする。

2 広告掲載料は、指定する期日までに前納するものとする。

(広告掲載枠の譲渡)

第10条 広告主は、バナー広告掲載枠を他者に譲渡することはできない。

(広告の内容等の変更)

第11条 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

2 広告主は、掲載月数に応じた回数分広告内容を変更できる。

3 掲載中の広告を変更する場合は、速やかに「浜松市動物園公式ホームページ」バナー広告原稿変更届(第4号様式)を提出し、承認を得なければならない。

(広告の掲載の取り消し)

第12条 次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 前条第1項の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(3) 広告主、広告の内容またはリンク先ホームページ内容等が各種法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときで、前条の規定によっても解消できないとき。

(4) その他、広告掲載が適切でないと判断したとき。

(広告の掲載の一時停止)

第13条 リンク先のホームページが不正アクセスやシステム停止等を引き起こす内容を含むおそれがあると判断したときは、あらかじめ広告主に説明した上で広告の掲載を一時停止し、広告主に必要な対策を求めることができる。また、やむを得ない事情がある

ときは、広告主への事前説明を省略することができる。

(広告の掲載の取り下げ)

第14条 広告主は自己の都合により、動物園ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第15条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載決定期間の残りの週数に応じて返還する。ただし、週の途中で掲載することができなくなった場合の当該週については、日数による日割りとし、円未満は切り捨てた広告掲載料を返還するものとする。

3 第1項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

4 第12条の規定により広告掲載を取り消したとき、又は前条の規定により広告掲載を取り下げたときは、納入済みの広告掲載料は返還しないものとする。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。